

## 日清製粉グループ 広告宣伝に関する基本方針

日清製粉グループ（以下、当社グループ）は、お客様との信頼関係を大切にし、お客様の「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ために、世界標準である“ICC Framework for Responsible Food and Beverage Marketing Communications”<sup>※1</sup>、「子どもの権利とビジネス原則」<sup>※2</sup>、「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」<sup>※3</sup>をふまえ、当社グループの「企業行動規範及び社員行動指針」ならびに「サステナビリティの考え方」、「人権方針」に基づき、本方針を制定しました。

私たちは本方針に則り全てのお客様に配慮し、適切でわかりやすいコミュニケーションを前提とした責任ある広告宣伝を行います。

### 1. 対象範囲

全てのメディア（テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のマスメディア、Web サイト、SNS 等のデジタルメディア、屋外広告等）に対する広告宣伝を対象とします。

### 2. 法令遵守

景品表示法・不正競争防止法等の法令を遵守します。ステルスマーケティングを禁止し、広告であることを適切に明示します。

著作権法・商標法等の法的に保護された第三者の権利を侵害しません。

### 3. 倫理的な表現

社会的、倫理的、道徳的に好ましくない表現、他社の商品を誹謗・中傷するような表現、また、事実と異なる誤解を招く表現は使用せず、適切でわかりやすい表現・表示に努めます。

### 4. 科学的根拠に基づいた表現

栄養や健康上の利点について、科学的根拠に基づき、誇張した表現は使用せず、わかりやすい表現に努めます。

### 5. 人権の尊重

性別・年齢・国籍・民族・人種・出身地・宗教・信条・障がいの有無・性的指向・性自認等を根拠としたあらゆる差別につながる表現は使用しません。

また、性別に基づく役割分担、家族観等に対する固定観念を理由なく広告表現に持ち込むことのないように努めます。

## 6. 環境への配慮

環境に配慮した広告宣伝に努めます。

## 7. 安全への配慮

広告表現においてお客様の安全に配慮します。類似した行為を行った場合に、お客様に対する危険性が予見される表現は用いません。

## 8. 子ども<sup>※4</sup>への配慮

子どもの権利を尊重、推進する広告宣伝を行います。子どもの経験や知識不足を悪用せず、ジェンダーバイアスを植え付けるような表現、子どもに悪影響を与える性的表現や暴力的表現、製品の過度な推奨や製品の利点を誤解させるような表現、子どもの欲望に訴えかけるような表現、危険性のある行動や不健康な行動が奨励されるような表現は行いません。また保護者等に製品の購入をねだるような表現がないように努めます。

嗜好性の強い食品に関する広告宣伝では、保護者等が当該製品の使用や摂取量について適切に判断できるよう、必要な情報発信に努めます。

※1 International Chamber of Commerce（国際商業会議所）制定

※2 国連グローバル・コンパクト、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン、公益財団法人国連児童基金（ユニセフ）策定

※3 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン策定

※4 「子どもの権利条約」第1条の定義より18歳未満

制定 2026年4月22日